

出納局

建設委員会 【所管関係資料】

6月9日提出

令和 8 年第 1 回定例会（ 6 月議会）
出納局 提出資料

令和 8 年 6 月 9 日

出 納 局

建設委員会

【所管関係】

○ 財 産 活 用 課 取得時効による県有地の所有権移転請求について . . . 3

取得時効による県有地の所有権移転請求について

財産活用課

1 概要

- 令和8年4月7日、県有地に隣接する土地・建物の所有者から、民法第162条に基づく所有権の取得時効を理由とした所有権移転請求があった。

参考：民法

（所有権の取得時効）

第162条 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

2 対象地

- 秋田市内（152.06㎡、台帳価格 5,015千円）

3 請求者の主張

- 実家の相続にあたり、昭和60年頃に建築された自家用車庫の敷地が県有地であることが判明。
- 車庫の建築以降、固定資産税を課税されており、これまで県から権利を主張されたことはないことから、平穩かつ公然と20年間占有しており、取得時効の完成による所有権移転を求める。

4 県の見解

- 本件は民法上の取得時効の要件を満たしていると考えられる。
- 請求者に時効援用の意思もあることから、仮に訴訟に至った場合、本県が勝訴し所有権を保全できる見込みは極めて低い。

5 対応方針

- 請求者の主張どおり、所有権移転を認める。
- 財産活用課が所管する県有地のうち、貸付地や売却予定地等を除く秋田市内の宅地を優先し、法務局の登記事項証明書による確認や、現地調査等を進めていく。